

令和2年1月14日

関係各位

名古屋海上保安部航行安全課

緊急事態宣言の発令に伴う港則法に基づく申請対応について

平素は、海上保安業務に対して、格別のご理解・ご支援を賜りありがとうございます。

報道等により、情報入手されているとは存じますが、新型コロナウイルスの感染者急増を受け、東京都を含む11都府県を対象地域とした緊急事態宣言が発令されました。

これを受け、名古屋港長あてに提出すべき港則法に基づく申請等については、原則として、電子申請「NACCS」による提出をお願いするとともに、一部をファクシミリによる受付を行います。（詳細は下記をご確認下さい。）

ご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 受付時間について

9時5分～17時00分（通常通り）

※窓口の開庁日時について、政府等から何らかの方針が示される場合には、それに従う。

2. 対象となる申請書類

- ①入出港届（港則法第4条）
- ②係留施設使用届（港則法第5条）
- ③停泊場所指定願（港則法第22条）
- ④危険物荷役・運搬許可（港則法第23条第1項）
- ⑤竹木材水上荷卸・筏運航・係留許可（港則法第34条第1項）
- ⑥深喫水（潮汐利用）に係る入港願

3. 提出方法について

対面による接触を軽減するため、可能な限り電子申請「NACCS」の利用を推奨します。

NACCSによる申請等が不可能なため、紙申請を行う場合においては、事

前に相談のうえ、ファクシミリ等による個別対応を行います。

許可申請等をファクシミリで受け付けた場合には、内容を精査し、問題なければ、ファクシミリで許可書等を送付します。

なお、申請書本紙は郵送等により速やかに送付して下さい。

ファクシミリにより、申請等を行う場合は以下の点に注意願います。

- ①不達を防止するために、送信後、電話連絡をお願いします。
- ②ファクシミリ受信をもって、受付とします。
- ③本紙を郵送するときに返信用封筒を同封してください。
- ④工事・作業許可等のその他の申請はファクシミリでは受け付けません。
- ⑤誤送信防止のため、返送先ファクシミリ番号の確認を徹底してください。

4. その他

上記以外の各種手続き（工事・作業許可申請等）についても、個別に対応致しますので、ご不明な点は、事前に以下の連絡先までお問合せ下さい。

名古屋海上保安部航行安全課

電 話：052-661-1615～1617

FAX：052-655-1896

以上